

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
第1 中期目標の期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。	<p>【3年間とする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北松中央病院の期間(3年)と合わせる。</li> <li>・3年という短期のサイクルを設定することで、変革する医療制度への柔軟な対応が可能。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>～他法人の期間について～※地方独立行政法人:45法人                      5年間:17法人 4年間:22法人 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年間:4法人</span> 4.5年間:2法人                      3年間:4法人(北松中央病院、さんむ医療センター、堺市立病院機構、福岡市立病院機構)</p> </div>
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>1 総合医療センターの使命                      総合医療センターが目指すべき医療として、次に掲げる項目を使命とすること。</p> <p>(1) 地域医療への貢献                      地域の病院や診療所と緊密な連携を結び、各医療機関による役割分担を推進すること。急性期および一般急性期の患者を総合医療センターが受け持ち、症状が軽い患者や慢性期の患者は地域の身近なかかりつけ医が担うことによって、「病院完結型医療」から脱し、「地域完結型医療」の推進を目指すこと。</p>	<p>佐世保・県北地域を牽引する基幹病院として、担うべき重要事項を「使命」という表現で記載。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-2.長崎県医療計画における本院の役割～                      地域の保健・医療・福祉施設との密接な連携を図り、地域の中核病院として、地域完結型医療の推進に努める。                      地域の病院や診療所と緊密な連携を結び、症状が軽い患者様や慢性期の患者様は、身近なかかりつけ医が担い、重篤な急性期・高次医療を必要とする患者様は本院が担うという「地域完結型医療」の更なる充実を目指す。                      ・地域医療支援病院として、紹介患者様への医療提供、病床や医療機器の共同利用等の責務を果たす。                      ・医療の機能分化・連携を推進し、地域連携クリティカルパスの推進に努める。                      ・地域完結型医療徹底のため医療機関のみならず・行政・調剤薬局等との連携強化を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>4 総合病院の経営形態について                      地域の医療・介護体制を守り支えていく役割がある。</p> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり                      ○地域を支えていく病院としての認識をしっかりと持ち、その役割に努めること。                      ・地域で行える医療機能は、そこで地域の医療機関にお願いするなど、地域内での役割分担を行い、その医療・介護・福祉機能を活用し連携すること。                      ・地域の医療機関のみならず、介護・福祉施設等関係機関の意向を十分取り入れながら運営に努めること。</p> </div>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>(2) 医療人育成への貢献                      院内及び佐世保・県北地域の医療従事者への教育研修体制を充実するとともに、総合医療センターを次世代の担い手である若い医療人の教育の場として提供し、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割を果たすことによって、医療人の育成に貢献すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ、地域全体の医療の質の向上を目指し、市民の皆様に良質で先進的な医療サービスを提供する。</p> <p>○地域医療研修センター                      地域医療研修センターを組織化し、院内・地域の医療従事者を対象とした医療の質の向上のための研修会を積極的に開催し、当院に求められている地域全体の医療水準の向上に努める。</p> <p>○研修医の確保と研修制度の充実について                      研修医にとって魅力的な研修プログラムを検討するほか、関係機関と病院が一体となった医師募集の合同説明会や県外での募集活動を実施するなど、臨床研修医や若手医師の確保などに取り組む。</p> <p>○職員研修への参画について                      有識者の積極的な招聘を図り、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させ、全体的な業務処理能力の育成を図る。</p> <p>○医療人（医師、看護師等）また、レジデントの医療レベルの向上を目指す。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      4 総合病院の経営形態について                      ○地域の医療・介護体制を守り支えていく役割があります。                      ・人材育成の教育機関としての役割</p> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり                      ○健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。                      ・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。                      ・地域の医療・福祉に携わるスタッフへの研修・育成に努めること。</p>
	<p>(3) 医学研究への貢献                      医療従事者の臨床研究活動の支援や治験等に積極的に取り組むことによって、最も高度な水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献すること。</p>	<p>佐世保・県北地域の基幹病院として、医学の進歩、当該地域の医療水準向上のために、臨床研究・治験等に積極的に取り組むべき。</p> <p>質の高い医療を提供できるようにこれまでも努力しておりますが、その医療は、臨床研究や治験の積み重ねでつくられてきたものであり、今後も、未来へつなげていく医療として、進化し続けることが、医療に携わるものの使命と考えます。</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>2 提供する医療サービス</p> <p>(1) 救急医療</p> <p>平成 26 年 4 月に新築した「救命救急センター」について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼働を維持すること。</p> <p>並びに、救急隊及び初期・二次医療機関との連携を強化し、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を 24 時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継</p> <p>【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-2. 長崎県医療計画における本院の役割～</p> <p>救命救急センターとして初期・二次医療機関及び救急隊との連携強化により、佐世保・県北地区における急性期医療の充実を図る。</p> <p>(1)救命救急センター</p> <p>○救急医療体制</p> <p>本院は、救命救急センターとして、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を24時間体制で受け入れ、その役割を果たしていく。</p> <p>○医師・医療スタッフの確保</p> <p>救命救急担当医師の定数(6名)の早期確保の実現、ならびに看護師・薬剤師等医療スタッフの安定確保に努める。</p> <p>○救命救急病床の安定確保</p> <p>常に重症患者を受け入れられるよう救急病床の安定確保に努める。</p> <p>また、医療ソーシャルワーカーによる急性期医療を終了した患者さんの早期転院、退院調整について地域の医療機関・介護老人福祉施設・訪問看護ステーション・行政及び関係機関との連携を更に強化していく。</p> <p>○育成・教育</p> <p>長崎大学等の関連機関と連携し、救命救急医の育成に努め、医師、医学生、臨床研修医、看護師、看護学生及び救急救命士等に対して救急医療の臨床教育を行う。</p> <p>○地域の医療従事者への研修等</p> <p>佐世保・県北地域の医療従事者への指導など、標準的な救急医療の研修等を実施し、地域全体の救急医療の質の向上のための取り組みを行う。</p> <p>○本院の救命救急における役割の広報</p> <p>本院が、重症の救急患者様を担う病院であることの広報の徹底を行い、一次・二次医療機関との役割分担と連携強化に努めます。人材の確保及び医療従事者の育成</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり</p> <p>(1)国が行おうとしている政策に則って、地域の手本となるような運営に努める。</p> <p>・離島・救急・結核、・周産期医療等、他では担えない政策医療については引き続きその機能を担うこと</p>

(2) がん医療

がん診療連携拠点病院として、外科治療、化学療法、放射線治療およびその組み合わせによる集学的治療を提供するとともに、緩和ケアや在宅支援にいたるまでがん治療の幅広い領域を担うこと。

◆佐世保市立総合病院運営指針の承継

【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-2. 長崎県医療計画における本院の役割～  
がん、脳血管疾患、心疾患等の高度先進医療を担う。

(1)がん医療

○がんの治療

地域がん診療連携拠点病院として、

- ・外科的治療、化学療法、放射線治療、その組み合わせによる集学的治療の充実。
- ・放射線療法や化学療法の専門的知識を持った医師やコメディカルの養成。
- ・がん治療全般を理解し、最適な手術を提供する医師の養成。
- ・術前、術後の周術期の口腔ケアを充実。

○緩和ケア

患者様の身体の痛み、吐き気や倦怠感など療養上の問題や不安や悩み等を解決するために、様々な取り組みを引き続き行う。

○在宅支援

- ・地域の医療機関と連携し地域連携クリティカルパスの活用を図り、入院から在宅医療への円滑な移行を促進するための退院調整機能の強化。
- ・患者様の口腔機能の低下を防止し、療養生活の質の向上を図るため口腔ケアの推進。

○がん相談支援・情報提供

- ・がん相談支援センターにおける、がん治療上の不安や悩み、医療費の問題、療養生活上の社会的心理的支援等への相談を積極的に行う。
- ・がんに関する各種研修会や健康教室、市民公開講座等の開催。
- ・患者様や家族を支援するボランティアの育成、がん患者会や家族会及びがんサロンの育成及び活動の場の提供等の実施等

○院内がん登録

- ・がん登録実務者の育成・確保に努める。

◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申

5 地方独立行政法人への移行にあたり

(2)地域を支えていく病院としての認識をしっかりと持ちその役割に努める。  
医療圏の中核病院として高度先進・急性期医療の提供に努めること。

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>(3) 小児・周産期医療 佐世保・県北地域の小児救急および地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-2. 長崎県医療計画における本院の役割～ がん、脳血管疾患、心疾患等の高度先進医療を担う。</p> <p>(2)小児救急医療 ○医師・医療スタッフの確保 佐世保・県北地区の小児救急が崩壊しないよう引き続き診療に努めるとともに、小児科医師の増員・安定確保に努める。 ○小児救急医療における本院の役割 小児救急医療を担う医療機関として、小児科医等スタッフの疲弊を防ぎ、スムーズな診療を安定的に行えるよう、地域の医療機関との役割分担の徹底と連携強化に努める。</p> <p>(3)周産期医療 産婦人科医師の増員に努め、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら、総合的に周産期医療の充実を図る。</p>
	<p>(4) 高度専門医療 佐世保・県北地域において、充実した医療提供体制および高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-2. 長崎県医療計画における本院の役割～ がん、脳血管疾患、心疾患等の高度先進医療を担う。 《運営指針中多岐に及ぶ》</p>
	<p>(5) 政策医療 民間では担うことが困難で地域に不可欠な医療である三次救急、周産期医療、離島・へき地医療、結核・感染症医療および災害医療等については、公立病院の使命として市が必要な経費を負担した上で、今後も維持を図り、地域の安全・安心に努めること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-1. 特色のある病院づくり 2. 長崎県医療計画における本院の役割～ 地域に不可欠な、離島医療、災害医療等の政策医療について、今後もその維持を図り地域の安全・安心に努める。</p> <p>(4) 離島・へき地医療 ○医師の確保 本院は、黒島、高島、宇久の医師確保にあたり長崎県ならびに佐世保市に連携協力を強く求めていく。</p>



項	中期目標（案）	左記項目の根拠
		<p>(5)災害医療                      災害拠点病院として、災害時に地域医療を守るべく、原子力防災訓練等、実働訓練を実施・充実していくと共に、院内における災害研修の開催及び、院外での災害医療研修にも積極的に参加し、職員の技術・知識の高揚を図って。また、災害時に災害拠点病院として機能すべく、災害備蓄用品、非常用発電等の充実に努め、有事の際、災害派遣医療チーム(DMAT)として災害現場に迅速に対応する。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      5 地方独立行政法人への移行にあたり                      (1)国が行おうとしている政策に則って、地域の手本となるような運営に努める。                      ・離島・救急・結核、・周産期医療等、他では担えない政策医療については引き続きその機能を担うこと</p>
	<p>3 医療人育成の充実・強化                      (1) 医師の研修制度の充実                      若手医師にとって魅力的な研修プログラムを始めとする育成のための制度を整備すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様にも良質な医療サービスを提供する。                      人材の確保及び医療従事者の育成                      ○研修医の確保と研修制度の充実について                      研修医にとって魅力的な研修プログラムを検討するほか、関係機関と病院が一体となった医師募集の合同説明会や県外での募集活動を実施するなど、臨床研修医や若手医師の確保などに取り組む。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      4 総合病院の経営形態について                      (4) 地域の医療・介護体制を守り支えていく役割がある。                      ・人材育成の教育機関としての役割                      5 地方独立行政法人への移行にあたり                      (3)健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。                      ・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>(2) 看護師等の育成の強化                      看護師等について、適正な人材に対する資格取得（専任教員養成講習会受講を含む。）のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上とともに、地域の看護師等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。                      また、学生等の研修を受け入れ、将来の医療人の育成にも貢献すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針：Ⅳ-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様にも良質で先進的な医療サービスを提供する。                      人材の確保及び医療従事者の育成                      ○地域医療研修センター                      医師教育部門、看護教育部門、技局教育部門、事務局教育部門、地域医療支援部門を総括する地域医療研修センターを組織化し、院内の医療従事者と地域の医療従事者を対象とした医療の質の向上のための研修会を積極的に開催し、当院に求められている地域全体の医療水準の向上に努める。                      ○職員研修への参画について                      院内の教育・研修の場において、有識者の積極的な招聘を図り、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力の育成を図る。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      4 総合病院の経営形態について                      (4)地域の医療・介護体制を守り支えていく役割がある。                      ・人材育成の教育機関としての役割                      5 地方独立行政法人への移行にあたり                      (3)健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。                      ・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。                      ・地域の医療・福祉に携わるスタッフへの研修・育成に努めること。</p>
	<p>4 医学研究の推進                      最高水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献するため、臨床研究活動を支援し、また治験等に積極的に取り組むとともに、研究成果の情報発信に努めること。これらによって、教育及び研究能力を有する優秀な人材が集まる場を醸成すること。</p>	<p>臨床研究とは？                      病気の予防・診断・治療方法の改善や病気の原因の解明、患者さんの生活の質の向上を目的として、患者さんにご協力いただいで行われるのが臨床研究です。（人を対象として行われる医学研究）                      【総合病院では、現在、血液内科、外科、呼吸器内科、循環器内科、脳神経外科、看護部で研究が行われている】</p> <p>治験とは？                      新しい薬として国の承認を得るために、健康な人や患者さまに実際に使っていただき、効果と安全性を確かめる試験を『治験』といい、治験で使われる『くすりの候補』を『治験薬』といいます。                      【総合病院では、現在、呼吸器内科、脳神経外科で治験が行われている】</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>5 医療の質の向上                      (1) 施設、設備の充実                      最も高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      4 総合病院の経営形態について                      (2) 厳しい病院経営が予想される中早急に経営基盤の安定を図らなければならない。                      ・医療材料、医療機器、薬剤などについての適切効率的な購入</p>
	<p>(2) 医療従事者の確保                      医師、看護師をはじめとする医療従事者にとって働きやすい環境を整備して人材の安定確保を図り、マグネットホスピタルとなるような魅力ある病院を目指すこと。                      なお、医療従事者の確保対策においては地域の医療資源の不足に十分配慮すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様にも良質で先進的な医療サービスを提供する。                      人材の確保及び医療従事者の育成                      ○人材の安定的な確保                      長崎県北地域の医療を支える中核病院として、常に、安全安心な医療を提供できるよう医師、看護師、薬剤師等医療スタッフの安定確保に努める。                      ○医師の勤務負担の軽減                      過重勤務が医師の疲弊を生じさせ、特に女性医師の出産後復帰にかかる負担軽減を図るため医師事務作業補助者の配置を充実させ、本来の医師業務に専念できる環境を確保する。                      ○看護師の負担軽減                      看護業務に専念できるよう看護補助者、病棟クラーク等の配置を充実させる。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      4 総合病院の経営形態について                      (1) 医療改革や診療報酬改定に対処する業務を迅速、柔軟、効率的に実行していかなければならない。                      ・職員定数枠からの解放による迅速、適格適切な人員の確保。                      (2) 厳しい病院経営が予想される中、早急に経営基盤の安定を図らなければならない。                      ・交流人事から離脱した事務系の法人プロパー職員の採用                      ・職員のモチベーション向上、経営マインドの醸成、意識改革のための環境整備                      (3) 病院独自の人事給与制度の導入する必要があります。                      ・資格や職責に応じた「人事評価制度」の適用                      ・独自の給料表、独自の手当の導入</p>



項	中期目標（案）	左記項目の根拠
		<p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり</p> <p>(3)健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在不足している医師、薬剤師、看護師等の安定確保に尽力すること。</li> <li>・地域の医療資源の不足に配慮した医療従事者の確保対策を行うに努めること。</li> <li>・病院を支えているのは職員であることを認識し、働きやすい職場づくりに努めること。</li> <li>・職員を適切に処遇するよう努めること。</li> </ul>
	<p>(3) 患者サービスの向上 患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼できる病院運営に努めること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継</p> <p>【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-1. 特色のある病院づくり～</p> <p>医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様に良質で先進的な医療サービスを提供する。</p> <p>医療の質と患者サービス向上への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者様との信頼関係の確保のために、インフォームドコンセントの充実、診療録の適正管理、治療成績やカルテ開示等診療情報の提供に努める。</li> <li>・職員の患者様に対する言葉遣いや態度など、接客能力の一層の向上を図るための接客研修、経営参画意識の高揚や管理監督能力の向上、医療水準の向上を図るための研修会等の開催の更なる充実に努める。</li> <li>・医療安全の確保のため、職員一人ひとりの医療事故防止に向けた一層の意識啓発と病院全体の危機管理の充実に努めるため、医療事故防止に関する研修を継続実施する。</li> </ul> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり</p> <p>(2)地域を支えていく病院としての認識をしっかりと持ち、その役割に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の立場に立った医療に心がけること。</li> <li>・地域の医療機関のみならず、介護・福祉施設等関係機関の意向を十分取り入れながら運営に努めること。</li> <li>・目的や今後どのような役割を果たしていくのか等の周知徹底に努めること。</li> </ul> <p>(3) 健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。</li> <li>・病院を支えているのは職員であることを認識し、働きやすい職場づくりに努めること。</li> </ul>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>(4) 安全性の高い信頼される医療                      医療安全を確保し医療事故を防止するため、職員の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図るとともに、診療録の適正管理、診療情報の適正な提供に努めること。                      また、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院としてふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うとともに、信頼の基礎となる地域や患者に対する広報機能の強化に努めること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様に良質で先進的な医療サービスを提供する。                      医療の質と患者サービス向上への取り組み                      ・広報機能強化のためホームページ、広報誌、事業概要等の充実を図り情報提供に努める。                      ・患者様との信頼関係の確保のために、インフォームドコンセントの充実、診療録の適正管理、治療成績やカルテ開示等診療情報の提供に努める。                      ・職員の患者様に対する言葉遣いや態度など、接客能力の一層の向上を図るための接客研修、経営参画意識の高揚や管理監督能力の向上、医療水準の向上を図るための研修会等の開催の更なる充実を努める。                      ・医療安全の確保のため、職員一人ひとりの医療事故防止に向けた一層の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図るため、医療事故防止に関する研修を継続実施する。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申                      5 地方独立行政法人への移行にあたり                      (2)地域を支えていく病院としての認識をしっかりと持ち、その役割に努めること。                      ・患者の立場に立った医療に心がけること。                      ・目的や今後どのような役割を果たしていくのか等の周知徹底に努めること。                      (3) 健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。                      ・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。                      ・病院を支えているのは職員であることを認識し、働きやすい職場づくりに努めること。</p>
	<p>(5) 臨床指標の充実及び開示                      医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を開示すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継                      【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-1. 特色のある病院づくり～                      医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様に良質で先進的な医療サービスを提供する。                      医療の質と患者サービス向上への取り組み                      ・広報機能強化のためホームページ、広報誌、事業概要等の充実を図り情報提供に努める。</p> <p>自院のDPCデータやレセプトデータ等を用いて、総合病院自身を多角的に分析することで医療の向上に努める。</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>1 法人運営管理体制の確立 法人の運営を的確に行うため、理事会等の組織体制を整備して経営責任を明確にし、法人内での適切な権限配分による自立性の拡大を図ること。また、地方独立行政法人の特性である理事長のリーダーシップの発揮や柔軟且つ適切な人員の確保・配置による効率的・効果的な運営体制を確立し、迅速な意思決定や民間的経営手法の導入とともに単年度予算主義ではない柔軟性のある予算執行を実施すること。</p>	<p>◆佐世保市総合医療センター定款 （役員定数）理事長1人 副理事長2人 理事6人以内 監事2人 計11名 （任期）理事長4年 副理事長・理事・監事 2年 （議決事項）(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項 (2) 年度計画に関する事項 (3) 予算及び決算に関する事項 (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) 規程の制定又は改正（軽微な改正を除く。）若しくは廃止に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項</p>
	<p>2 業務運営の改善と効率化 (1) 収益の向上 適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-3. 経営効率化に係る計画～ 安全安心の医療を常に提供できるよう、経営基盤の安定した病院運営に努める。 経営効率化に係る計画 ○公営企業法 公営企業として、経営責任の明確化と自律性の拡大による効率的かつ効果的な運営体制の確立を目指す。 的確な経営状況を捉え採算性を重視しながら、部門別の業務を見直し雇用形態の改善、民間委託等の推進により経営健全化を図る。 ○病院運営の効率的な運用 本院が急性期型の病院として、効率的な運用が行えるよう逆紹介を推進し、外来患者数を削減することで、午前中からの手術を増やす。また、平均病床稼働率(86%)を安定させ、院内スタッフの負担軽減、ならびに7対1看護体制に影響が出ないよう努める。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申 4 総合病院の経営形態について (1) 医療改革や診療報酬改定に対応する業務を迅速、柔軟、効率的に実行していかなければなりません。 ・迅速な意思決定及び民間的経営手法の導入 ・単年度予算主義ではなく柔軟性のある予算執行 (2) 厳しい病院経営が予想される中、早急に経営基盤の安定を図らなければなりません。 ・職員のモチベーション向上、経営マインドの醸成、意識改革のための環境整備</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
	<p>(2) 経費の節減 医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や後発医薬品の導入促進、民間委託等の適正な推進など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-3. 経営効率化に係る計画～ 安全安心の医療を常に提供できるよう、経営基盤の安定した病院運営に努める。 経営効率化に係る計画 (1) 公営企業法 公営企業として、経営責任の明確化と自律性の拡大による効率的かつ効果的な運営体制の確立を目指す。 的確な経営状況を捉え採算性を重視しながら、部門別の業務を見直し雇用形態の改善、民間委託等の推進により経営健全化を図る。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申 4 総合病院の経営形態について (2) 厳しい病院経営が予想される中、早急に経営基盤の安定を図らなければなりません。 ・医療材料、医療機器、薬剤などの適切な購入</p>
	<p>3 人材の確保と育成 意欲を引き出す人事給与制度の構築や教育研修・福利厚生の実施を図り、職員が働きやすい魅力ある職場環境の確保に努めること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針：IV-1. 特色のある病院づくり～ 医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ、地域全体の医療の質の向上を目指し、市民の皆様に良質で先進的な医療サービスを提供する。 ○人材の安定的な確保 長崎県北地域の医療を支える中核病院として、常に、安全安心な医療を提供できるよう医師、看護師、薬剤師等医療スタッフの安定確保に努める。 ○職員研修への参画について 有識者の積極的な招聘を図り、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させ、全体的な業務処理能力の育成を図る。</p>

項	中期目標（案）	左記項目の根拠
		<p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>4 総合病院の経営形態について</p> <p>(2) 厳しい病院経営が予想される中、早急に経営基盤の安定を図らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のモチベーション向上、経営マインドの醸成、意識改革のための環境整備</li> </ul> <p>(3) 病院独自の人事給与制度を導入する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格や職責に応じた「人事評価制度」の適用</li> <li>・独自の給料表、独自の手当の導入</li> </ul> <p>5 地方独立行政法人への移行にあたり</p> <p>(3)健全な運営のために人員の安定確保と研修育成に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内スタッフのレベル向上のための研修・育成に努めること。</li> <li>・地域の医療・福祉に携わるスタッフへの研修・育成に努めること。</li> </ul>
<p>第4 財政内容の改善に関する事項</p>	<p>経営基盤の確立                      経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。                      また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を図ること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継</p> <p>【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-3. 経営効率化に係る計画～                      安全安心の医療を常に提供できるよう、経営基盤の安定した病院運営に努める。</p> <p>○公営企業法                      公営企業として経営責任の明確化と自律性の拡大による効率的かつ効果的な運営体制を確立し、的確な経営状況を捉え採算性を重視しながら部門別の業務を見直し雇用形態の改善、民間委託等の推進により経営健全化を図る。</p> <p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申</p> <p>4 総合病院の経営形態について</p> <p>(1) 医療改革や診療報酬改定に対応する業務を迅速、柔軟、効率的に実行していかなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な意思決定及び民間的経営手法の導入</li> <li>・単年度予算主義ではなく柔軟性のある予算執行</li> </ul> <p>(2) 厳しい病院経営が予想される中、早急に経営基盤の安定を図らなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のモチベーション向上、経営マインドの醸成、意識改革のための環境整備</li> </ul>



項	中期目標（案）	左記項目の根拠
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1 救急ワークステーションの充実 救急ワークステーションの充実を図ること。</p>	<p>救急ワークステーション(平成26年11月より当院救命救急センターで試行開始) ○救急ワークステーションとは 救急救命センターを有する病院施設内に救急車と救急隊員を配置し、病院において実習(研修)を行いながら、現場出勤も行うというシステムです。 ○背景 救急救命士の処置範囲拡大が進む一方で、救急救命士の再教育病院実習が恒常的に実施できない現状があるため、その打開策としてすでに全国の政令都市、九州圏内でも熊本市、佐賀市、福岡市、北九州市等が実施しています。県内では、長崎市消防局、県消防本部が実施予定。 ○目的 救急隊員が病院内において、継続的に、医師、看護師等の指導のもと、傷病者に対する初期の治療だけではなく、その後の経過を含めた総合的な研修を行うことにより、救急隊員の処置技術を向上させ、レベルの高い救急サービスの提供や救命率の向上につなげることを目的とします。</p>
	<p>2 ボランティア制度の活用 ボランティアを活用したサービスの向上を目指すこと。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院の経営形態見直しに対する答申 5 地方独立行政法人への移行にあたり (2)地域を支えていく病院としての認識をしっかりと持ち、その役割に努めること。 ・患者の立場に立った医療に心がけること。</p> <p>外来患者さんや来院者の案内、体の不自由な方の補助、ロビーの整理整頓など、職員の手が届かない部分を賄っていただくボランティアを増やし、よりきめの細かいサービスの向上を目指す。 総合病院の現在の体制 ○院外薬局案内コーナー常時対応(ピーク時2~3名) 来院者案内1名(週数回)</p>
	<p>3 分かりやすい情報の発信 ホームページや市民公開講座、広報紙等を利用し、市民へ向けて分かりやすく病院情報(診療内容など)や病気に関する情報などを提供すること。</p>	<p>◆佐世保市立総合病院運営指針の承継 【本院の果たすべき役割】～運営指針:IV-1. 特色のある病院づくり～ 医師をはじめとした医療スタッフが多く集まる地域の中核病院となるよう本院及び院外を含めた医療従事者の教育・研修に力を注ぎ地域全体の医療の質の向上を目指し市民の皆様へ良質な医療サービスを提供する。 医療の質と患者サービス向上への取り組み ・広報機能強化のためホームページ、広報誌、事業概要等の充実を図り情報提供に努める。 ・患者様との信頼関係の確保のために、インフォームドコンセントの充実、診療録の適正管理、治療成績やカルテ開示等診療情報の提供に努める。</p>